

第10節 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
〔法第29条第1項第10号〕

法第29条第1項第10号

非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

〔審査基準 2〕

本号にいう非常災害とは、社会通念上一定の土地の区域で発生する災害をいい、必要とされる建築物等の応急性と臨時性に着目する。したがって、建築基準法第85条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物等の建築等の用に供する目的で行う開発行為は、本条の適用が除外される。